

福市住公第4号
平成30年4月4日

緊急工事店 各位

福岡市住宅供給公社
保 全 課 長

緊急修繕等施行要領の改訂について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から当公社事業につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり緊急修繕等施行要領について改訂しましたので通知いたします。

記

1. 改訂の概要

- ①第4条（記録写真）における「福岡市工事記録写真撮影要領」の修正
- ②第7条（検査）の別表に定める「緊急修繕等の検査基準」の修正

2. 改訂内容

別紙 新旧対象表を参照ください。

なお、「緊急修繕等施行要領（全編）」はホームページに更新予定です。

特に紙面で必要な方は担当までご相談ください。

3. 改訂施行日 平成30年4月1日

— 担 当 —
保全課建築保全係 竹下
TEL 092-271-3030

平成30年4月1日改訂 緊急工事店施行要領 新旧対象表

旧	新												
(記録写真) 第4条 緊急工事店は、緊急修繕等の施行について適正な履行を証するために、福岡市工事記録写真撮影要領に準じて撮影しなければならない。ただし、緊急修繕等でやむを得ないと担当職員が判断し、指示があった場合はこの限りでない。	(記録写真) 第4条 緊急工事店は、緊急修繕等の施行について適正な履行を証するために、<u>福岡市建築・設備工事写真撮影要領及び福岡市土木工事施工管理の手引き（写真管理基準）</u>に準じて撮影しなければならない。ただし、緊急修繕等でやむを得ないと担当職員が判断し、指示があった場合はこの限りでない。												
(検 査) 第7条 別表 緊急修繕等の検査基準 <table><tr><td>小口修繕</td><td>40万円以上の緊急修繕等については、原則として現地検査を実施する。40万円未満の緊急修繕等については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、40万円未満の修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。</td></tr><tr><td>空家修繕</td><td>40万円以上の空家修繕については、原則として現地検査を実施する。40万円未満の空家修繕については、工事写真・書類により検査を実施する。 なお、40万円未満の空家修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。 ただし、地震等の大規模災害が発生した場合の被災者向け住宅の空家修繕は、緊急を要するため工事写真・書類による検査とすることができる。</td></tr><tr><td>緊急修繕</td><td>小口修繕に準ずる。</td></tr></table> 上記 「別表 緊急修繕等の検査基準」に規定する「40万円未満の空家修繕の抽出については」について、概ね空家点検戸数の10%とする。また、40万円以上の小口修繕・空家修繕・緊急修繕で、既に入居者が生活している場合、工事写真・書類等により緊急修繕等の内容が明確である場合等は、検査担当との協議により、「現地検査を実施する」を「工事写真・書類により検査する」に読み替えることができる。	小口修繕	40万円以上の緊急修繕等については、原則として現地検査を実施する。40万円未満の緊急修繕等については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、40万円未満の修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。	空家修繕	40万円以上の空家修繕については、原則として現地検査を実施する。40万円未満の空家修繕については、工事写真・書類により検査を実施する。 なお、40万円未満の空家修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。 ただし、地震等の大規模災害が発生した場合の被災者向け住宅の空家修繕は、緊急を要するため工事写真・書類による検査とすることができる。	緊急修繕	小口修繕に準ずる。	(検 査) 第7条 別表 緊急修繕等の検査基準 <table><tr><td>小口修繕</td><td>40万円以上の緊急修繕等については、原則として現地検査を実施する。<u>ただし、既に入居者が生活している場合、工事写真・書類等により内容が明確である場合等は、検査担当との協議により、「現地調査を実施する」を「工事写真・書類により検査する」に読み替えることができる。</u> 40万円未満の緊急修繕等については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、40万円未満の修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。</td></tr><tr><td>空家修繕</td><td><u>80万円以上の空家修繕については、原則として現地検査を実施する。ただし、工事写真・書類等により内容が明確である場合等は、検査担当との協議により、「現地調査を実施する」を「工事写真・書類により検査する」に読み替えることができる。</u> <u>80万円未満の空家修繕については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、80万円未満の空家修繕においても、現地検査を抽出により実施することができ、抽出については、概ね空家点検戸数の10%とする。</u> 地震等の大規模災害が発生した場合の被災者向け住宅の空家修繕は、緊急を要するため工事写真・書類による検査とすることができる。</td></tr><tr><td>緊急修繕</td><td>小口修繕に準ずる。</td></tr></table>	小口修繕	40万円以上の緊急修繕等については、原則として現地検査を実施する。 <u>ただし、既に入居者が生活している場合、工事写真・書類等により内容が明確である場合等は、検査担当との協議により、「現地調査を実施する」を「工事写真・書類により検査する」に読み替えることができる。</u> 40万円未満の緊急修繕等については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、40万円未満の修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。	空家修繕	<u>80万円以上の空家修繕については、原則として現地検査を実施する。ただし、工事写真・書類等により内容が明確である場合等は、検査担当との協議により、「現地調査を実施する」を「工事写真・書類により検査する」に読み替えることができる。</u> <u>80万円未満の空家修繕については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、80万円未満の空家修繕においても、現地検査を抽出により実施することができ、抽出については、概ね空家点検戸数の10%とする。</u> 地震等の大規模災害が発生した場合の被災者向け住宅の空家修繕は、緊急を要するため工事写真・書類による検査とすることができる。	緊急修繕	小口修繕に準ずる。
小口修繕	40万円以上の緊急修繕等については、原則として現地検査を実施する。40万円未満の緊急修繕等については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、40万円未満の修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。												
空家修繕	40万円以上の空家修繕については、原則として現地検査を実施する。40万円未満の空家修繕については、工事写真・書類により検査を実施する。 なお、40万円未満の空家修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。 ただし、地震等の大規模災害が発生した場合の被災者向け住宅の空家修繕は、緊急を要するため工事写真・書類による検査とすることができる。												
緊急修繕	小口修繕に準ずる。												
小口修繕	40万円以上の緊急修繕等については、原則として現地検査を実施する。 <u>ただし、既に入居者が生活している場合、工事写真・書類等により内容が明確である場合等は、検査担当との協議により、「現地調査を実施する」を「工事写真・書類により検査する」に読み替えることができる。</u> 40万円未満の緊急修繕等については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、40万円未満の修繕においても、現地検査を抽出により実施することができるものとする。												
空家修繕	<u>80万円以上の空家修繕については、原則として現地検査を実施する。ただし、工事写真・書類等により内容が明確である場合等は、検査担当との協議により、「現地調査を実施する」を「工事写真・書類により検査する」に読み替えることができる。</u> <u>80万円未満の空家修繕については、工事写真・書類により検査を実施する。なお、80万円未満の空家修繕においても、現地検査を抽出により実施することができ、抽出については、概ね空家点検戸数の10%とする。</u> 地震等の大規模災害が発生した場合の被災者向け住宅の空家修繕は、緊急を要するため工事写真・書類による検査とすることができる。												
緊急修繕	小口修繕に準ずる。												